

## 新旧対照表

(別紙 16)

【製造歩留事務提要の制定について（昭和 45 年 6 月 1 日蔵関第 1282 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 1 部 総則</p> <p>1 ~ 6 (省略) (歩留りに関する届出)</p> <p>7 製造工場の許可又は承認の申請及び製造品種の追加の申請が製造工場から貨物の取締りを担当する部門（以下「保税取締部門」という。）（保税取締部門のない署所にあつては保税事務を担当する部門）に提出されたときは、当該保税取締部門は直ちにその旨を歩留担当官に連絡する。</p> <p>歩留担当官は、製造工場の担当者に対し当該申請に係る作業の内容の概略の説明を求め、前記 4 の規定により歩留設定の要否を判断するものとする。</p> <p>歩留担当官は、歩留設定の要否を保税取締部門へ通知するとともに、歩留設定の必要があると認めた場合には、当該申請に係る製造工場に別紙様式 1 により「製造歩留りに関する届出」の提出を求め、これに基づいて、下記 8 に掲げる調査を行うものとする。</p> <p>なお、製造工場において、製造工程の変更、設備の更改及び原材料の配合割合の変更等の作業内容を変更する場合も、この様式により届け出ることを求めるものとする。</p> <p>また、歩留りの設定は、その性質上日時を要する場合もあるので、余裕をもつて届け出るよう指導するものとする。</p> <p>8 ~ 19 (省略)</p> <p>第 2 部 (省略)</p>	<p>第 1 部 総則</p> <p>1 ~ 6 (同左) (歩留りに関する届出)</p> <p>7 製造工場の許可又は承認の申請及び製造品種の追加の申請が製造工場から保税担当部門（保税担当部門のない署所にあつては保税事務を担当する部門）に提出されたときは、当該保税担当部門は直ちにその旨を歩留担当官に連絡する。</p> <p>歩留担当官は、製造工場の担当者に対し当該申請に係る作業の内容の概略の説明を求め、前記 4 の規定により歩留設定の要否を判断するものとする。</p> <p>歩留担当官は、歩留設定の要否を保税担当部門へ通知するとともに、歩留設定の必要があると認めた場合には、当該申請に係る製造工場に別紙様式 1 により「製造歩留りに関する届出」を提出させ、これに基づいて、下記 8 に掲げる調査を行うものとする。</p> <p>なお、製造工場において、製造工程の変更、設備の更改及び原材料の配合割合の変更等の作業内容を変更する場合も、この様式により届出をさせることを求めるものとする。</p> <p>また、歩留りの設定は、その性質上日時を要する場合もあるので、余裕をもつて届出をさせるよう指導するものとする。</p> <p>8 ~ 19 (同左)</p> <p>第 2 部 (同左)</p>